今治市社会福祉協議会ボランティア登録について

令和６年度版

今治市社会福祉協議会では地域福祉を推進するうえで、ボランティア活動を実践する方々について情報を収集し、一人でも多くの方がボランティア活動に目を向けていただけるよう、普及啓発しています。

市民のみなさまをはじめ、関係機関・団体からのボランティア相談への対応など、「ボランティアとして活動したい人」「ボランティアをお願いしたい人」をつなげていくためにも『ボランティア登録』についてご理解とご協力をお願いします。

ボランティア登録していると

◎ボランティア活動保険やボランティア行事用保険に加入することができます。

◎活動先の紹介や注意点、活動の悩み・トラブル等のご相談に応じます。

◎ボランティア募集情報や助成金、イベント等のお知らせを情報提供します。

◎今治市社会福祉協議会のホームページ、インスタグラム等に登録者・登録団体の活動紹介、ボランティア募集や行事案内等の記事を掲載します。

ボランティアセンターホームページについて

◎「ボランティアをしたい」「ボランティアをお願いしたい」の２種類の機能が追加されています。

◎「ボランティアをしたい」では、現在募集中のボランティア活動や講座を確認することができます。

◎「ボランティアをお願いしたい」では、社協に登録中のボランティア団体・個人を検索することができます。また、ボランティア依頼表を提出することでボランティア活動の募集をすることができます。

登録の手続き

登録（更新）を希望する団体及び個人は、以下の書類の提出をお願いします。

※毎年度登録の更新制となります。

（１）個人登録の手続き

ア　ボランティア登録申請書【個人用】（様式第１号）

（２）団体登録の手続き

ア　ボランティア登録申請書【団体用】（様式第３号）

↑登録手続きは
こちらからできます！

※ボランティア登録は、ＱＲコードを読み込んで
今治市社協ホームページの入力フォームから簡単に行うことが出来ます。

個人情報の取り扱い

登録に関して知り得た個人情報については，社会福祉法人今治市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成１７年９月１７日施行）に基づき適切に管理及び取り扱います。

登録条件

（１）今治市内を主な活動地域とし、自発的にボランティア活動や地域福祉活動に取り組む団体または個人であること。
（２）公益性や社会性のあるボランティア活動や地域福祉活動の取り組みを目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと。
（３）団体の登録については、過半数が市内在住または在勤、在学する者であること。また、その団体における代表者が明確になっており組織運営が適正かつ継続的に行われ、活動内容を公表できること。
（４）会員向けの互助活動のみを行う団体ではないこと。
（５）今治市社会福祉協議会の事業に連携や協力ができること。

登録の承認

今治市社会福祉協議会は、登録申請を受け、その内容を確認し適当と認めた時は個人ボランティア登録者名簿、ボランティア団体名簿に登載します。
ただし、以下の場合は、ボランティア登録ができません。

～ボランティア登録できない活動～

１　自発的な意思による活動とは考え難いもの	
	(1)学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動 (2)道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動 (3)免許、資格、単位取得を目的としたボランティア活動等
２　ＰＴＡ、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動	
	(1) 自治会、老人クラブなどの総会、懇親会、レクリエーション活動など
３　自宅で行う活動	
	※ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は除く。
４　身体的危険が容易に考えられる活動	
	(1)海難救助または山岳救助ボランティア活動 (2)銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 (3)野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (4)スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する活動 （ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は除く。）

※社会福祉法人全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」パンフレット一部引用

【ボランティア登録窓口】
今治市社会福祉協議会地域福祉課・地域福祉係
〒794-0043　今治市南宝来町１丁目９－８（今治市総合福祉センター内）
ＴＥＬ　０８９８－２２－６０６３　ＦＡＸ　０８９８－３４－６９１５
メール　ｃｈｉｉｋｉｆ５@ｉｃｋｎｅｔ．ｎｅ．ｊｐ
お住まいの地区の今治市社会福祉協議会支部でも登録手続きができます。